

TOKYO MAIL NEWS



JR EAST
TRANSPORT
SERVICE WORKERS
UNION

輸送サービス労組 東京地本

JTSU-E TOKYO

2022.8.11
No. 031



8月5日開催 東地申第66号

中野車掌区で開催された現場長との意見交換会において発生した JR 東日本輸送サービス労働組合に対する不当労働行為の根絶と正常な職場運営を求める申し入れ
団体交渉を行う！

1. 2022年4月22日に開催された現場長と社友会との意見交換会は、JR 東日本輸送サービス労働組合に所属をする組合員に対する差別と不利益扱いの不当労働行為であり、今後同様の意見交換会を行わないこと。



(回答) 会社は、労働組合への加入の有無や所属によって差別を行うことはない。なお、2022年4月22日に開催された意見交換は社友会を対象にしたものではなく、引き続き社員との意見交換等は行っていく考えである。

2. 2022年4月22日に開催された現場長と社友会との意見交換会は、就業規則違反にあたることから事象の経緯と認識を明らかにし、再発防止に向けて全社員への周知を行うこと。



(回答) 社員との意見交換を行ったものであり、就業規則違反を問われるような事実は確認できない。

【交渉の主なやり取り】

(組合)

今回の意見交換会は「社友会と意見交換会を行いたい」と区長から話があり、社友会代表が社友会の中から参加者を募っている。区長や副区長、社友会代表は「社友会の意見交換会」と明確に認識して行っているが、支社の見解を明らかにすること。

(会社)

「社員との意見交換」だったと聞いている。支社としてもそう認識している。

(組合)

LINE グループで社友会の会員のみにも周知されており、入会していない社員、輸送サービス労組の組合員は知ることでもできず参加できない。勤務で行っているにも関わらず全社員が参加できない。明らかな不利益である。

(会社)

「社員との意見交換」であり、たまたま参加者が社友会の会員のみだったということもあり得る。

認識が一致せず！！

**職場内でのやりとりで M 区長らは明確に「社友会との意見交換会」だと発言している
しかし M 区長らの発言については「こちらでは確認していない」として認めず！！**

(組合)

社友会との意見交換会や、社友会の活動を勤務時間に行うことは問題ではないか。

(会社)

社友会主催と名だたる意見交換会や、活動を勤務で行うことはふさわしくない。そういうことが無いように支社としても見ていく。指導を行ってもいる。LINE で周知されている点についてはあってはならないと捉えている。当該の管理者には厳しく注意している。

社友会の活動を勤務時間で行うことが無いようにすることは確認！！

その2に続く

TOKYO MAIL NEWS



JTSU
EAST
TRANSPORT
SERVICE WORKERS
UNION

輸送サービス労組 東京地本

JTSU-E TOKYO

2022.8.11
No. 031



8月5日開催 東地申 66号交渉 その2

(組合)

現場では現場長が「職場に集団的労使関係は無い」として労働組合からの意見を聞こうとしない。しかし社友会とは意見交換会を行っている。これは明らかな不利益扱いではないか。

(会社)

支社としては職場に集団的労使関係が無いという極端な考えは持っていない。労使間の協議をする単位が現場にはないと現場長には教育している。現場長の言い方によるのかもしれない。

(組合)

社友会に対し会社施設の便宜供与をすることはあるのか。

(会社)

便宜供与とは労働組合に対して行うものであり、社友会に対しては便宜供与という考え方がそもそもない。社員として会議等で会議室を借りたいというのであれば業務上支障が無ければ貸すことはある。

(組合)

以前、職場での社員代表者選挙の際、社員代表事務局として職場の会議室を貸してほしいと申請すると「便宜供与の認められていない組織に会議室は貸さない」と言われたことがあるのだが、支社としての指導なのか。

(会社)

施設管理権に基づいて業務上支障がなく管理できるのであれば、空いていれば貸しだせると現場には話をしている。

(組合)

社友会の活動を勤務時間で行っているため就業規則違反、職務専念義務違反だと考えている。支社の見解を明らかにすること。

(会社)

我々としては社員との意見交換を必要な業務として行っているという認識。

(組合)

対立である。我々としては職務専念義務違反であるという認識。本来であれば職務専念義務違反を守る側である会社が、職務専念義務違反をさせてしまっているという認識である。

社友会へ特別な便宜を図っているとしか思えない現状を是正し正常な職場運営をせよ！

社友会の活動が勤務時間で行われていることは就業規則違反！！

しかしあくまで「社員との意見交換」だったとし、就業規則違反については認識一致せず！

職務専念義務違反・就業規則違反は重大な問題！！

今回、中野車掌区で行われた意見交換会は

私たちの認識では「社友会の現場長との意見交換会」であり

これは関係者である区長・副区長・社友会代表が認めている！

不当労働行為であることを通告！！

輸送サービス労組の組合員に対する差別・不利益扱い！！

社友会の中でも人選され差別となっている！！

明らかな不利益・不当労働行為である

勤務時間に私的なことを行っている、正常な職場運営になっていないことを指摘！

あったことをなかったことにはできない！

団体交渉において認識が一致しないため新たな段階に進んでいく！！